

議案第 8 号

大和田ポンプ場建設工事委託に関する基本協定について

大和田ポンプ場建設工事委託に関する基本協定について、次のとおり締結したので、市議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 件 名       | 大和田ポンプ場建設工事委託に関する基本協定   |
| 2 | 施 工 場 所   | 市川市大和田 2 丁目 2 2 番地  |
| 3 | 協 定 金 額   | 1 1, 5 5 8, 0 0 0, 0 0 0 円  |
| 4 | 協 定 方 法   | 随意契約  |
| 5 | 協 定 相 手 方 | 東京都新宿区四谷 3 丁目 3 番 1 号<br>日本下水道事業団<br>代表者 理事長 谷戸 善彦  |
| 6 | 協 定 概 要   | 大和田ポンプ場建設工事に関する設計・積算・施工管理などを行い、平成 27 年度までに建設する必要があるため、多くの施工実績がある「日本下水道事業団」に同施設の工事を委託するもの。 |

## 理 由

既定予算に基づく大和田ポンプ場建設工事委託について、日本下水道事業団との間に「大和田ポンプ場建設工事委託に関する基本協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

## 議案第8号の参考

### 大和田ポンプ場建設工事委託に関する基本協定（案）

市川市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、大和田ポンプ場建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、市川市公共下水道の整備に関し、事業の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって治水環境の改善に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 甲は、乙に対し、大和田ポンプ場建設工事（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成24年度に着手し、その完成予定は平成27年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、甲と乙とが協議して変更することができるものとする。

（予定概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金11,558,000,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 乙は、甲が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 乙は、甲が指示する設計書により、乙が定める日本下水道事業団会計規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 乙は、前項の設計書により難しいときは、速やかに甲に協議するものとする。

4 乙が建設工事の途中において第2項の設計書を変更する必要があると認めたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、甲が負担する。

2 甲は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、乙に支払う。

(報告等)

第9条 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに甲にその概要を通知するものとする。

2 甲は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(損害の負担等)

第10条 建設工事の施行に伴う損害で、乙の責めに帰すべき原因によるものは乙が、天災その他の原因によるものは甲が、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約（ただし、随意契約によるものを除く。以下同じ。）を締結しようとするときは、当該工事請負契約を締結しようとする建設業者（以下「契約建設業者」という。）と、次の各号に掲げる内容の特約（以下「損害賠償特約」という。）を結ばなければならない。

一 当該工事請負契約に関し、契約建設業者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、当該契約建設業者は、乙の請求に基づき、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の20.00%に相当する額を損害賠償金として乙に乙の指定する期間内に支払うこと。

イ 当該工事請負契約に関し、契約建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は契約建設業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

ロ 当該工事請負契約に関し、契約建設業者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

ハ その他当該工事請負契約に関し入札談合があったと認められるとき。

二 前号の規定は、談合により生じた損害の額が同号に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき乙が契約建設業者に賠償請求をすることを妨げるものではないこと。

三 乙が既に損害賠償特約により契約建設業者に対して損害賠償請求を行った場合において、当該乙の行った請求に係る損害の他に甲に損害が生じている場合には、甲に生じているその他の損害につき甲が当該契約建設業者に賠償請求をすることを妨げるものではないこと。

四 契約建設業者が損害賠償特約に基づく損害賠償金を乙の指定する期間内に支払わないときは、乙はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を当該契約建設業者から徴収すること。

五 乙は、契約建設業者に通知することにより損害賠償特約に規定した乙の権利を甲に譲渡することができること。

3 乙は、損害賠償特約に基づき契約建設業者に対して損害賠償請求を行うことができる事実が

あったことを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲と協議して損害賠償請求権を行使しなければならない。

4 乙は、契約建設業者から損害賠償特約に基づき損害賠償金（第2項第4号に規定する遅延利息を含む。以下本項において同じ。）の支払いを受けたときは、直ちに当該損害賠償金を甲に引き渡さなければならない。

5 乙は甲の申出があった場合には、損害賠償特約に基づく乙の権利を甲に譲渡しなければならない。

（年度実施協定）

第11条 甲と乙とは、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の内容及びその範囲、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

（この協定の効力）

第12条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第3項から第5項までの規定及び次条（第10条第3項から第5項までの規定に係るものに限る。）の規定は、乙が契約建設業者と当該工事請負契約を締結した日から20年を経過した日までその効力を有する。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長 大久保 博

乙 東京都新宿区四谷三丁目3番1号

日本下水道事業団

代表者 理事長 谷戸 善彦

(別記)

建設工事の委託の対象及びその範囲

1 建設工事の対象

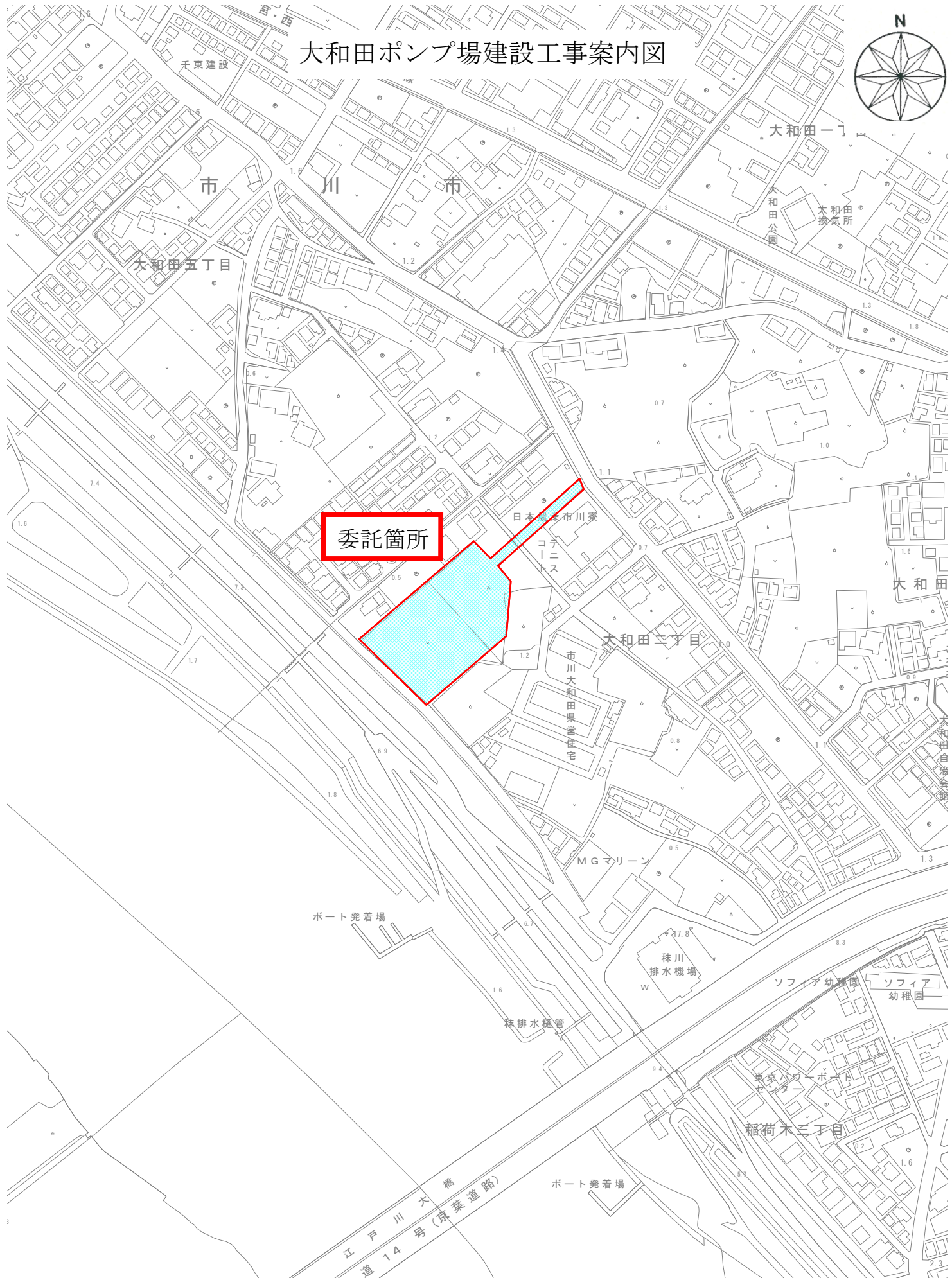
ポンプ場

名 称 大和田ポンプ場  
位 置 千葉県市川市大和田2丁目22番地  
排除方式 分流式  
ポンプ能力 時間最大19.6立方メートル/秒

2 建設工事の内容

施 設	工 事 内 容	数 量	備 考
ポンプ場施設	土木建築工事	一式	
場内整備	土木工事	一式	
沈砂池施設	機械設備工事	一式	
ポンプ設備	機械設備工事	一式	
電源設備	電気設備工事	一式	
運転操作・計装設備	電気設備工事	一式	

# 大和田ポンプ場建設工事案内図



# 大和田ポンプ場平面図

